

[別紙1]

地域猫活動モデル事業(繁殖制限措置)補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (別に定める日)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は交付決定を受けた補助事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月30日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書提出後、県で書類審査を行い、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7877 kurashi@pref.tottori.lg.jp